

外国人住民基本法の制定を求める 全国キリスト教連絡協議会

事務局メール便<不定期>

2025年3月号 (3月22日発信)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室 RAIK内

電話 (03) 3203-7575 E-mail: raik.kccj@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

●目次●

- ◇「永住権取り消しNO!」ネット署名を提出: 永住許可有志の会
- ◇集会案内
 - ・3月25日: 移住連オンライン入門講座
 - ・3月29日: ふくしま子ども多文化フォーラム
 - ・4月7日: つきいちひろば
 - ・4月9日: 難民・移民と共に生きるオンライン入門講座

入管法等改正法「永住権取り消し条項」の ガイドラインについての要望書 永住許可有志の会

日本には2023年末時点で89万人以上の「永住者」の在留資格を持っている外国籍の住民(今後「永住者」と表記する)が在住しており、そのうち20歳以下の永住者は11万人を超えています。日本で共生社会を実現させる上で、日本生まれや日本育ちの永住者を含めた外国籍の住民や、永住者とともに暮らす日本国籍の家族が安心して生活することは必要不可欠です。

2024年6月、いわゆる「永住許可取り消し条項」が含まれた改正入管難民法が国会で成立しました。しかし、審議の過程で、日本生まれや日本育ちの永住者や、永住者とともに暮らす日本国籍の家族など、日本の文化や社会に貢献してきた人々の声が十分に反映されなかったと感じております。

永住許可有志の会は、「永住許可取り消し条項」に当事者の声を反映することを目指し、活動しているグループです。日本で生まれ育った永住者や、永住者とともに暮らす日本国籍の家族、日本国籍の友人らなど、20代~30代のメンバーが中心となり、活動しています。

2024年1月の「永住権取り消し条項」に関する報道を受け、同年2月頃からSNS上での法案に関する啓発などの活動を行ってきました。法案が6月に成立してからは、永住権取り消し条項に関するガイドラインをできる限り良いものにするために活動を行っています。

日本政府は外国人との共生社会の実現を目指し、今年度法務省による「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の一部を改訂しました。このロードマップでは、「目指すべき外国人との共生社会のビジョン」として、「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」、「個人の尊厳と人権を尊重した社会」の三つのビジョンが掲げられています。

しかしながら、今回の永住許可取り消し条項は、日本生まれや日本育ちの永住者、永住者とともに暮らす日本国籍の家族にとっても、安全で安心な社会から遠ざかるものであり、個人の尊厳や人権が否定される可能性を含ん

でいると懸念しています。

つきましては、今後の入管庁が作成するガイドライン作成に以下の意見を反映するよう、要望いたします。

要望1：入管法等改正法 25 条では、永住許可の取り消しを検討するにあたり「当該外国人の置かれている状況に十分配慮」するとありますが、こういった点が配慮されるのか、ガイドラインに明記してください。また、不安定な経済状況や心身の健康状態、家庭環境に対しても、十分な配慮をすることを明記してください。

私たちが若い当事者に聞き取ったところ、公租公課の支払いの必要性を認識していながらも、不安定な経済状況に陥ったり、心身の健康に問題が生じたために滞納したケースなどが確認されました。現在の条文では、こういったケースも「故意」にあたり、永住許可取り消しの対象になる可能性があります。永住許可の取消しを判断する際にどのような点が配慮されるのかを明確にし、特に不安定な経済状況、心身の健康状態、本人や家族の要介護状況などを含めた家庭環境といった要素に対する十分な配慮がされることを明記してください。

要望2：永住許可の取り消しを検討するにあたり、本人の国籍を持つ国における生活能力と安全性を考慮する、という文言をガイドラインに盛り込んでください。

国籍を持つ国での生活基盤を持ったことがない日本生まれや日本育ちの永住者、国籍を持つ国の言語を話すことができない永住者、また、出身国で再び生活基盤を作ることが難しい高齢の永住者などは、永住許可を取り消されることで不安定な立場に陥る可能性が高いです。また、セクシュアリティやジェンダーアイデンティティ、宗教などの理由で、国籍を持つ国で安全に生活できない場合もあります。永住許可取り消し事由の有無などの事実の調査や本人からの意見の聴取の際、国籍国に帰国せざるを得なくなった場合の生活状況についても、十分に配慮してください。

要望3：永住許可を取り消す際、「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でない」と認められる場合以外は原則「定住者」に切り替えることをガイドラインに明記してください。

岸田文雄総理大臣（当時）や入管庁の丸山秀治長官（当時）の国会の答弁で、永住許可を取り消す場合、原則として「定住者」の資格に切り替えるため、取り消された当事者が日本を追い出されることはない、と説明しています。しかし、現在の条文では、たとえば永住者の永住許可を取り消した後、1ヶ月間の「特定活動」に在留資格を変更し、すぐに立ち去らせることが可能です。永住許可が取り消され、引き続き日本に在留することが適当であると認められる場合、原則「定住者」資格へに切り替えるよう、ガイドラインに明記してください。

要望4：永住許可の取り消しを検討する場合、手続きの正当性と透明性を担保するため、通知の送達から意見聴取までの間に十分な準備期間を確保し、弁護士等の代理人の立会いができる制度を整備してください。

永住許可取り消しに関わる事実調査や意見聴取は、永住者の将来に大きな影響を与える重要な過程であるため、慎重な対応が求められます。そのため、調査や意見聴取、取り消し判断の各段階で手続きの正当性と透明性を確保することが必要です。これを実現するため、通知の送達から意見聴取の日までに十分な準備期間を確保し、意見聴取に弁護士等の代理人の立会いができるような制度を整備してください。

要望5：日本生まれや日本育ちの永住者、日本以外に生活基盤を持たない永住者など、多様なバックグラウンドを持つ当事者が、公平かつ透明性のある形でガイドラインの作成に関わり、意見を反映させることができる場を設けてください。

法案の審議の過程において、小泉龍司法務大臣（当時）よりガイドライン作成に関して「でき得る限り公平な形で、透明性のある形で直接コンタクトを、意思疎通をさせていただくということを考えたい」との発言がありました。しかしながら、国会審議の過程では、永住者という多様な背景を持つ者たちの多様な声が聞かれていたとは言い難い状況でした。つきましては、日本生まれや日本育ちの永住者、日本以外に生活基盤を持たない永住者など、多様な背景を持つ永住者が意見を反映させることができる場を確保してください。

◆当事者の若者たちの声

2025年2月17日、「永住許可有志の会」は昨年10月から始めたネット署名、「『帰る国』のない若者の永住許可を取り消さないで！」を法務省・入管庁に提出した。わずか4カ月余りで集まった賛同署名は11,339筆に上った。



●移住者と連帯する全国ネットワーク●オンライン連続入門講座

永住権は取り消せない ～「帰る国」のない若者たち～

◇講師：丸山由紀さん（移住連帯堂委員・弁護士）

永住許可有志の会メンバー

◇日時：3月25日（火）19:00～20:30 ◇参加費：無料

◇お申し込み：<https://forms.gle/ts5VQTpf2gp8Aogx7>（3月23日まで）

●福島移住女性支援ネットワーク●第8回ふくしま子ども多文化フォーラム

東日本大震災から14年、福島県内に3つの継承語教室が生まれました。

外国にルーツをもつ子どもたちの文化発表と事例発表、在日中国人社会の分析…

◇第一部◇子ども継承語教室の文化発表：幸福（郡山市）／つばさ（須賀川市）／心ノ橋（いわき市）

◇第二部◇継承語教育の事例発表：城坂愛さん（つばさ）

変貌する中国と在日中国人社会：阿古智子さん（東京大学教授）

◇日時：3月29日（土）11:00～15:40 ◇参加費：無料

◇会場：須賀川市民交流センター（須賀川市中町4-1）

●マイノリティ宣教センター●つきいちひろば4月 <オンライン>

各教会・各地の取り組みの最新情報を分かち合います

◇ゲスト：朴君愛さん「在日コリアンの女性は今・・・」

アプロ・在日コリアン女性ネットワークの調査にみる複合差別の実態、2024年女性差別撤廃委員会の

日本審査にみる国際人権基準と乖離する日本の法制度、在日三世の生活者の視点から考えます

◇日時：4月7日（第一月曜日）19:00～20:00 ◇参加費：無料

*当日のZOOM ミーティング ID: 830 7409 8368 パスコード: hiroba

●難民・移民なかまのいのち協働基金●難民・移民と共に生きるオンライン入門講座

○昨年10月に発足した外キ協「難民いのち協働基金」は、全国の皆様から寄せられた献金から、難民申請者・仮放免者の子どもたち、とくに今年4月に幼稚園の就園、保育所の入所、小・中・高・大学の入学を予定する子どもたちへの支援を始めました。

○難民・移民の仲間たちと共に生きるために、私たち教会は何かができるのか、身近な支援や活動のきっかけやヒントが盛りだくさんの入門講座です。

◇日時：4月9日（水）19:00～20:30 ◇参加費：無料

◇講師：アベベ・サレシラシエ・アマレさん（NPO アディアベバ・エチオピア協会）

滝 朝子さん（NPO アディアベバ・エチオピア協会）

原 文次郎さん（一般社団法人 反貧困ネットワーク）

◇お申し込み：<https://forms.gle/1KmXCVmihVEbGe5a8>（前日まで）